

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 土壤汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 二〇二
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二〇三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 二〇三
- 計量器の定期検査を実施する件 二〇三
- 地籍調査の成果について認証した件 二〇五
- 福島県労働委員会 二〇五
- あつせん員候補者として委嘱された件 二〇五
- 福島海区漁業調整委員会 二〇六
- いかつり漁業について指示する件 二〇六

## 告 示

**福島県告示第二百六十八号**  
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。  
 平成二十六年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域
  - 1 指定する区域
    - 会津若松市門田町大字飯寺字村西五百番の一部
  - 2 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）

又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- (一) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物又は砒素及びその化合物
- (二) 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

会津若松市門田町大字飯寺字村西五百番の一部

2 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

- (一) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
なし
- (二) 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（水・大気環境課）

### 福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十六年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十六年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社デンコードー  
代表者の氏名 代表取締役 井上 恵右
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地  
名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 恵右  
 住所 宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十六年十二月二十二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千四百四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 八十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十九立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十六年四月二十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百七十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県

いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十六年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル新谷川瀬店 福島県いわき市平南部第二土地区画整理事業五十二街区一

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヨークタウン新谷川瀬

(変更後) ヨークベニマル新谷川瀬店

変更した年月日

平成二十六年四月四日

届出年月日

平成二十六年四月二十一日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百七十一号**

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十六年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
耶麻郡猪苗代町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月三日 午前一〇時三〇分から 午前一一時三〇分まで	樋ノ口多目的集会所施設
		同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	川桁体育館
		六月四日	猪苗代町役場

喜多方市	河沼郡湯川村	同 郡磐梯町	同 郡北塩原村	
六月一三日 午前九時三〇分 から 午前十一時三〇分 まで	同 午後一時三〇分 から 午後三時三〇分 まで	六月一〇日 午後一時三〇分 から 午後三時三〇分 まで	六月五日 午前九時三〇分 から 午前十一時三〇分 まで	午前一〇時三〇分 から 午後三時三〇分 まで
喜多方市高郷総 合支所	喜多方市山都体 育館	磐梯町中央公民 館	北塩原村コミュ ニティーセンター	北塩原村自然環 境活用センター
湯川村体育館	喜多方市塩川体 育館	喜多方市熱塩加 納体育館	同	同

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
喜多方市、耶麻郡北 塩原村、同郡磐梯町、 同郡猪苗代町及び河 沼郡湯川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月一 九日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一三日、一 月三日及び一二月二四 日を除く。）
右に掲げる市 町村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかつた もの	福島県計量検定 所
六月一七日 午後一時三〇分 から 午後三時三〇分 まで	六月一八日 午前九時三〇分 から 午前十一時三〇分 まで	喜多方市松山公 民館
六月二〇日 午前九時三〇分 から 午前十一時三〇分 まで	六月一九日 午前九時三〇分 から 午後三時三〇分 まで	喜多方市厚生会 館
同	同	同
同	同	同

一一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

福島県告示第二百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

南会津町

二 成果の名称

南会津郡南会津町片貝の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

(計量検定所)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十六年五月二日

福島県労働委員会

会長 新開 文雄

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部教授	平成24年6月26日
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名誉教授	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	同

授	平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
	石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局長	同
	国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡山支部副委員長	電機連合三菱電機労働組合郡山支部執行委員	同
	鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 U A セン セン 福島県支部長	U I セン セン 同盟埼玉 県支部長	同
	田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会 福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組合連合会 福島県支部書記長	同
	横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会男女平等推進委員会副 委員長	J A M 中央女性協議会 幹事	同
	唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役 会長	ほまれ酒造株式会社代表 取締役社長	同
	北川 美和	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事	福島県中部経営者協会 専務理事	同
	佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	同
	豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常務取締役	常磐興産株式会社常務 取締役社長室長	同

森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員会 株式会社辰巳屋代表取締役社長	株式会社辰巳屋専務取締役	同
清野 隆彦	福島県労働委員会事務局長	福島県東北農林事務所 長	平成26年4月22日
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局長 兼審査調整課長	福島県企画調整部参事 兼文化スポーツ局長 兼学習課長	同
櫻村 豊	福島県労働委員会事務局審査 調整課主任兼副課長	福島県農林水産部畜産 課主任兼副課長	平成24年4月24日

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第三号

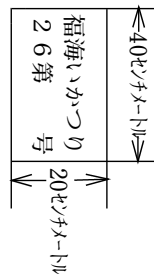
福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十六年五月二日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認  
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船  
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、平成二十六年六月一日から平成二十七年一月三十一日までとする。制限又は条件
- 四 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定  
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告  
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し  
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 6 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十六年六月一日から平成二十七年五月三十一日までとする。